

令和4年度 市民税 県民税 申告についてのご案内

■申告が必要な人

1. 令和4年1月1日現在米子市に住所があり、昨年中に所得があった人。
 2. 給与所得者は、一般的には申告をする必要はありませんが、次のような人は申告しなければなりません。
 - (1)給与所得の他に「不動産・配当・原稿料・外交員報酬・土地家屋の譲渡」など給与以外の所得及び恩給・年金などがある人。
 - (2)給与所得でも、日給等で働いており、勤め先から給与支払報告書の提出がない人。
 - (3)「雑損控除・医療費控除」を受けようとする人。
 - (4)給与所得のみで昨年中に中途退職し、令和4年1月1日現在、他に就職していない人。
- (注)①所得税では、年末調整済みの給与以外の給与収入及び給与以外の所得の合計が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税ではこの場合も申告が必要です。
②2の(1)～(4)に該当する場合でも所得税の確定申告をされる人は、重ねてこの市・県民税の申告をされる必要はありません。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、福祉年金、幼稚園就園奨励費、各福祉施設の入所等の対象となる人は、申告をしないと不利な取り扱いを受けることもありますので、収入金額の多少にかかわらず申告をしてください。

■申告相談時に必要なもの

1. 昨年1月1日から12月31日までの、収入及び必要経費などの明細のわかる帳簿や領収書又は明細書など。
 2. 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票。
 3. 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、小規模企業共済等掛金などの領収書、明細書、(控除)証明書など。
 4. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人はその領収書、証明書、医療費控除の明細書、医療費通知など(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
 5. 配偶者特別控除を受けようとする人は配偶者の所得のわかるもの(源泉徴収票など)。
 6. その他申告に必要なもの(個人年金や生命保険の満期保険金等の支払明細書、身体障害者手帳など)。
 7. マイナンバーに係る、①、②、③のいずれか
 - ①マイナンバーカード ②通知カード(記載内容が現況と一致している場合に限る)と身元確認書類(※)
 - ③マイナンバーが記載された住民票の写し等と身元確認書類(※)
- (※)本人の身元確認書類の例
運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、国民年金手帳など

■申告相談場所について

申告相談場所及び期間は次のとおりです。

○令和4年2月16日(水)から3月15日(火)まで(土・日・祝を除く)

米子コンベンションセンター(ビッグシップ)2階国際会議室 [受付時間…午前9時から午後4時]

○上記の期間以外は市役所市民税課(本庁2階)にお問い合わせください。

■申告書の郵送について

郵送の際には源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料や地震保険料の支払証明書などを同封してください。

マイナンバーに係る、①、②、③のいずれかの写し。

- ① マイナンバーカード(表裏両面の写し)
- ② 通知カード(記載内容が現況と一致している場合に限る)と身元確認書類(※)
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し等と身元確認書類(※)

控えが必要な場合はご自身でコピーして保管してください。(受付印が必要な方は後日郵送いたしますので、その旨ご連絡ください。)**なお、同封する各種証明書等は申告書に貼らないでください。(糊付け等はしないでください。)**

市役所市民税課 市民税担当にご送付ください。

市民税・県民税の申告期限は3月15日です。

申告書の記入例

左 面

令和4年度 市民税・県民税 申告書																																																																																																																																																																																																																																																																							
米子市長 様		現住所		米子市加茂町1丁目1番地																																																																																																																																																																																																																																																																			
提出年月日 令和3年10月5日		1月1日現在の住所		米子市中町20番地																																																																																																																																																																																																																																																																			
フリガナ		ヨナゴ イチロウ		生年月日		昭和 30 年 9 月 1 日																																																																																																																																																																																																																																																																	
氏名		米子 一郎		世帯主氏名(続柄)		米子 一郎 (本人)																																																																																																																																																																																																																																																																	
個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		職業または勤務先		自営業																																																																																																																																																																																																																																																																	
電話番号		0859 (23) 5114		電 話 番 号		0859 (23) 5114																																																																																																																																																																																																																																																																	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																							
本人確認欄 ☐																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>12</td> <td>損 害 の 原 因</td> <td>損 害 年 月 日</td> <td>損害を受けた資産の種類</td> </tr> <tr> <td>雑 損 控 除</td> <td>損 害 金 額</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>差引損失のうち災害関連支出の金額</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>医療費控除</td> <td>支払った医療費等</td> <td>医療費控除額</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>435,380</td> <td>105</td> <td>225,000</td> </tr> <tr> <td>110,380</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>社会保険の種類</td> <td>支払った保険料</td> <td>社会保険の種類</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険料(税)</td> <td>250,000</td> <td>国民年金掛金</td> <td>189,600</td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除</td> <td>介護保険料</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>439,600</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>新生命保険料の計</td> <td>旧生命保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>126,300</td> <td>44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td></td> <td>旧個人年金保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>57</td> <td></td> <td>45</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>65,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>地震保険料の計</td> <td>旧長期損害保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>58,300</td> <td>46</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>19~20</td> <td>18 ☐ 寡婦控除</td> <td>19 ☐ ひとり親控除</td> <td>20 ☐ 勤労学生控除</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>☐ 死別 ☐ 生死不明</td> <td>☐ ひとり親控除</td> <td>(学校名)</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>☐ 離婚 ☐ 未帰還</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>氏 名</td> <td>米子 ハナ</td> <td>障害の程度</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>氏 名</td> <td></td> <td>障害の程度</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>個人番号</td> <td></td> <td>922</td> </tr> <tr> <td>22~23</td> <td>配偶者の氏名</td> <td>生年月日</td> <td>昭和 27 . 1 . 30</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>米子 知子</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>個人番号</td> <td>2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>氏 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>昭和 6 . 4 . 9</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>米子 ハナ</td> <td>同居</td> <td>☒ 同居 ☐ 別居</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</td> <td>901</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>米子 剛</td> <td>平成 11 . 1 . 2</td> <td>☐ 同居 ☒ 別居</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>個人番号</td> <td>3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>米子 彩</td> <td>平成 15 . 5 . 28</td> <td>☒ 同居 ☐ 別居</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>個人番号</td> <td>4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>個人番号</td> <td></td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>米子 望</td> <td>平成 20 . 10 . 16</td> <td>☒ 同居 ☐ 別居</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>個人番号</td> <td>5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>個人番号</td> <td></td> <td>912</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>個人番号</td> <td></td> <td>913</td> </tr> <tr> <td>扶養控除額の合計</td> <td></td> <td></td> <td>123</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> </tr> <tr> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> </tr> <tr> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>82</td> <td>83</td> <td>84</td> <td>85</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>88</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										12	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類	雑 損 控 除	損 害 金 額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	13	医療費控除	支払った医療費等	医療費控除額	104	435,380	105	225,000	110,380				14	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	国民健康保険料(税)	250,000	国民年金掛金	189,600	社会保険料控除	介護保険料	その他		合計			439,600	16	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		56	126,300	44		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		57		45	55,000	介護医療保険料の計				58	65,300			17	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		47	58,300	46	14,200	19~20	18 ☐ 寡婦控除	19 ☐ ひとり親控除	20 ☐ 勤労学生控除	寡婦控除	☐ 死別 ☐ 生死不明	☐ ひとり親控除	(学校名)	ひとり親控除	☐ 離婚 ☐ 未帰還			21	氏 名	米子 ハナ	障害の程度	障害者控除	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	921	障害者控除	氏 名		障害の程度	障害者控除	個人番号		922	22~23	配偶者の氏名	生年月日	昭和 27 . 1 . 30	配偶者控除	米子 知子	配偶者の合計所得金額	48	配偶者控除	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	900	配偶者控除	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)			24	氏 名	生 年 月 日	昭和 6 . 4 . 9	扶養控除	米子 ハナ	同居	☒ 同居 ☐ 別居	扶養控除	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	901	扶養控除	米子 剛	平成 11 . 1 . 2	☐ 同居 ☒ 別居	扶養控除	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	902	扶養控除	米子 彩	平成 15 . 5 . 28	☒ 同居 ☐ 別居	扶養控除	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	903	扶養控除	個人番号		904	16歳未満の扶養親族	米子 望	平成 20 . 10 . 16	☒ 同居 ☐ 別居	16歳未満の扶養親族	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	911	16歳未満の扶養親族	個人番号		912	16歳未満の扶養親族	個人番号		913	扶養控除額の合計			123	個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。										<table border="1"> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> </tr> <tr> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> </tr> <tr> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>82</td> <td>83</td> <td>84</td> <td>85</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>88</td> </tr> </table>										宛名番号										専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
12	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類																																																																																																																																																																																																																																																																				
雑 損 控 除	損 害 金 額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	医療費控除	支払った医療費等	医療費控除額																																																																																																																																																																																																																																																																				
104	435,380	105	225,000																																																																																																																																																																																																																																																																				
110,380																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類																																																																																																																																																																																																																																																																				
国民健康保険料(税)	250,000	国民年金掛金	189,600																																																																																																																																																																																																																																																																				
社会保険料控除	介護保険料	その他																																																																																																																																																																																																																																																																					
合計			439,600																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	新生命保険料の計	旧生命保険料の計																																																																																																																																																																																																																																																																					
56	126,300	44																																																																																																																																																																																																																																																																					
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計																																																																																																																																																																																																																																																																					
57		45	55,000																																																																																																																																																																																																																																																																				
介護医療保険料の計																																																																																																																																																																																																																																																																							
58	65,300																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計																																																																																																																																																																																																																																																																					
47	58,300	46	14,200																																																																																																																																																																																																																																																																				
19~20	18 ☐ 寡婦控除	19 ☐ ひとり親控除	20 ☐ 勤労学生控除																																																																																																																																																																																																																																																																				
寡婦控除	☐ 死別 ☐ 生死不明	☐ ひとり親控除	(学校名)																																																																																																																																																																																																																																																																				
ひとり親控除	☐ 離婚 ☐ 未帰還																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	氏 名	米子 ハナ	障害の程度																																																																																																																																																																																																																																																																				
障害者控除	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	921																																																																																																																																																																																																																																																																				
障害者控除	氏 名		障害の程度																																																																																																																																																																																																																																																																				
障害者控除	個人番号		922																																																																																																																																																																																																																																																																				
22~23	配偶者の氏名	生年月日	昭和 27 . 1 . 30																																																																																																																																																																																																																																																																				
配偶者控除	米子 知子	配偶者の合計所得金額	48																																																																																																																																																																																																																																																																				
配偶者控除	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	900																																																																																																																																																																																																																																																																				
配偶者控除	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	氏 名	生 年 月 日	昭和 6 . 4 . 9																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	米子 ハナ	同居	☒ 同居 ☐ 別居																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	901																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	米子 剛	平成 11 . 1 . 2	☐ 同居 ☒ 別居																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	902																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	米子 彩	平成 15 . 5 . 28	☒ 同居 ☐ 別居																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	903																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除	個人番号		904																																																																																																																																																																																																																																																																				
16歳未満の扶養親族	米子 望	平成 20 . 10 . 16	☒ 同居 ☐ 別居																																																																																																																																																																																																																																																																				
16歳未満の扶養親族	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	911																																																																																																																																																																																																																																																																				
16歳未満の扶養親族	個人番号		912																																																																																																																																																																																																																																																																				
16歳未満の扶養親族	個人番号		913																																																																																																																																																																																																																																																																				
扶養控除額の合計			123																																																																																																																																																																																																																																																																				
個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> <td>専従者</td> <td>本人該当</td> </tr> <tr> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> <td>配他</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> <td>配扶</td> </tr> <tr> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> <td>有老</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>82</td> <td>83</td> <td>84</td> <td>85</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>88</td> </tr> </table>										宛名番号										専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88																																																																																																																																																																																								
宛名番号																																																																																																																																																																																																																																																																							
専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当	専従者	本人該当																																																																																																																																																																																																																																																														
配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他	配他																																																																																																																																																																																																																																																														
49	50	51	52	53	54	55	56	57	58																																																																																																																																																																																																																																																														
配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶	配扶																																																																																																																																																																																																																																																														
有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老	有老																																																																																																																																																																																																																																																														
79	80	81	82	83	84	85	86	87	88																																																																																																																																																																																																																																																														

6ページ
参照

7ページ
参照

16歳未満の
扶養親族は
ここに記入
してください

3ページ
参照

(収入金額ー
必要経費ー
特別控除)で
計算した金額
を記入してく
ださい。

6ページ
参照

7ページ
参照

3ページ
参照

3ページ
参照

3ページ
参照

5ページ
参照

5 給与所得の内訳				6 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法			
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)				☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)			
月	日	給	勤務日数	月	収		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
賞 与 等							
合 計							
勤務先所在地							
勤務先名							
電話番号							

7 事業(営業等、農業)・不動産所得に関する事項				
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告 特別控除額
営業	米子市加茂町1-1	4,700,230	3,700,230	
不動産	米子市加茂町1-1	720,000	120,000	

農 業	分離肉用牛	15	円	肉用牛に関する免税所得	18	円
本年分で差し引く繰越損失額 28 円						

8 配当所得に関する事項			
配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項			
種 目	収入金額 A	必要経費 B	所得金額 (A-B)
個人年金(米子生命株)	480,000	420,000	60,000
合 計			60,00

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項					
	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡					
短期					イ
長期					ロ
一 時	2,150,000	1,550,000	600,000	500,000	ハ 100,000
合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]					ニ 50,000

右上のイの金額を左面のロに、ロの金額を左面のサに、ハの金額を左面のシに記入してください。
右のニの金額を左面のウの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項				14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項			
氏 名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額	配 当 割 額 控 除 額	90		
米子 宏子	子	昭和 63. 11. 28	500,000	株式等譲渡所得割額控除額	97		
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	931	従事月数 12				
個人番号		932	従事月数				
個人番号		933	従事月数				
所得税における青 申告承認の有無				合計額 500,000			

12 別居の扶養親族等に関する事項				15 寄附金に関する事項			
氏 名	住 所			都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	98		
米子 剛	鳥取市尚徳町116番地			在所地の共同基金等、自営実業等・都 道府県、市区町村分(特例控除対象以 外)	99		
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			条例指定分	100		
				都道府県			
個人番号				市区町村	101		
個人番号							

13 所得金額調整控除に関する事項				16 所得税に関する事項			
氏 名	続柄	生年月日	特別障害者に 該当する場合	寄 附 金 控 除	809		
				配 当 控 除			
個人番号				住宅借入金等特別控除			
				政党等寄附金等特別控除	810		
				災 害 減 免 額			
				外 国 税 額 控 除			
				所得税及び復興特別所得税の額			

分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。(必要な方はご連絡ください。)

◎この申告書に記載された事項のうち、事務処理に必要な事項は、電子計算組織に記録し処理します。

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について市民税・県民税において所得税と異なる課税方法を希望される方は、納税通知書が送達される日までに、別紙「上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税申出書」を提出してください。(必要な方はご連絡ください。)

3ページ
参照

3ページ
参照

3ページ
参照

8ページ
参照

※5ページ②イ・ウに該当する場合、13欄を記入してください。
(扶養控除の対象者であれば省略できます)

所得について(令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間)

種類	所得の計算方法・記入上の注意	申告書の記入欄		
		左 面		右 面
		収入金額	所得金額	
営業等所得 販売業・製造業・飲食業・サービス業・大工・左官・保険外交員・ホステスなど(農業・不動産業は除く)	A 収入金額…令和3年中に収入を得ることが確定した金額(売掛金・現物収入・雑収入を含む) B 必要経費…令和3年中に収入を得るために要した費用(商品原価・雇人費・事業用資産の地代・家賃・借入金利子・修繕費・減価償却費など)で生活費は含みません。 C 専従者控除…事業専従者(あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、令和3年中に6か月を超える期間、事業にもっぱら従事している人)1人につき、次の(ア)(イ)のいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 (ア)…500,000 円(配偶者の場合は 860,000 円) (イ)…(事業に係る所得の金額)÷(事業専従者の数+1) 注意点 * 事業専従者とされた人は、扶養控除や配偶者控除の対象となりません。 * 専従者控除を受ける場合→申告書右面11の欄に必要事項を記入してください。 A－B－Cで所得金額を計算します。	1のア	2の①	7、11
農業所得 農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育など	A 収入金額…令和3年中に収入を得ることが確定した金額(家事消費分含む) B 必要経費…令和3年中に収入を得るために要した費用(種苗代・農薬費など) C 専従者控除…営業等所得の項を参照 A－B－Cで所得金額を計算します。	1のイ	2の②	7、11
不動産所得 地代・家賃など	A 収入金額…令和3年中に収入を得ることが確定した金額(未収家賃などを含む) B 必要経費…令和3年中に収入を得るために要した費用(修繕費・損害保険料・減価償却費など) C 専従者控除…営業等所得の項を参照 A－B－Cで所得金額を計算します。	1のウ	2の③	7、11
利子所得 公社債や預貯金の利子など	源泉分離課税を選択したものと及び普通預金等の利子は申告の必要はありません。	1のエ	2の④	
配当所得 株式または出資の配当金など	一定の上場株式等に係る配当は、源泉徴収(住民税5%が特別徴収)されているため申告の必要はありません。 * 上記以外の配当は申告が必要です。 申告する場合は、申告書右面8にも必要事項を記入してください。 なお、上場株式等の配当で住民税5%の税率適用を受ける場合は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」での申告が必要となります。	1のオ	2の⑤	8
給与所得 給与または専従者給与	収入金額…令和3年中に収入を得ることが確定した金額(手取額ではなく、所得税や社会保険料などが控除される前の金額) 給与所得金額…4ページの「給与所得の計算について」を参考に算出してください。 申告時の注意点 * 源泉徴収票または支払明細書を持参(郵送)してください。 * 申告書右面5の欄に収入金額と勤務先を記入してください。	1のカ	2の⑥	5
雑所得 ①公的年金等(国民年金・厚生年金・各種の共済年金恩給)など(一時恩給等を除く)	収入金額…収入金額は所得税や社会保険料などの引き取り前の金額 所得金額…4ページの「公的年金等の雑所得の計算について」を参考に算出してください。 申告時の注意点 * 源泉徴収票を持参(郵送)してください。 * 遺族年金や心身の障害を原因として受ける年金などは、非課税所得となります。	1のキ	2の⑦	
②業務に係るもの(原稿料・講演料など)	(収入金額)－(必要経費)で所得金額を計算します。 * 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。	1のク	2の⑧	9
③郵便年金・互助年金・生命保険契約に基づく年金等、他のいずれにも該当しない所得	(収入金額)－(必要経費)で所得金額を計算します。 * ①②以外の所得が該当になります。	1のケ	2の⑨	9
総合課税の譲渡所得 車両・機械・船舶・ゴルフ会員権・書画骨董・貴金属などの資産の譲渡による所得	短期譲渡所得(資産所有期間が5年以下)…(収入金額)－(取得費＋譲渡費用)－(特別控除) 長期譲渡所得(資産所有期間が5年超え)…(収入金額)－(取得費＋譲渡費用)－(特別控除)×1/2で所得金額を計算します。 * 譲渡所得の特別控除の額は、その年の長期の譲渡益と短期の譲渡益の合計額に対して50万円です。ただし、(収入金額)－(取得費＋譲渡費用)が50万円未満の場合は、その金額が上限となります。その年に短期と長期の譲渡益があるときは、先に短期の譲渡益から特別控除の50万円を差し引きます。 * 土地建物等の譲渡所得については、他の所得とは別に計算しますので、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。	(短期) 1のコ (長期) 1のサ	2の⑩	10
一時所得 生命保険契約等に基づく一時金など	(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2で所得金額を計算します。 * 左面1のシの欄には、(収入金額－必要経費－特別控除)で計算した金額を記入してください。 * 特別控除額は50万円です。ただし、(収入金額－必要経費)が50万円未満の場合は、その金額が上限となります。	1のシ		

給与所得の計算について

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある方は、所得金額調整控除があります。（5ページをご覧ください。）

[所得金額の計算]

給与等の収入金額 (税込み)	(合計)
	円

=A

○Aの金額が1,627,999円以下の人は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	$A - 550,000$ 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

[計算例]

「給与等の収入金額」Aの金額が1,920,500円の場合

①1,920,500円÷4=480,125円

②480,125円の千円未満の端数を切り捨てる
→480,000円……Bの金額

③480,000円×2.8-80,000円=1,264,000円
給与所得の金額は、1,264,000円になります。

◎通常は所得税の「簡易給与所得表」によって算出しますので計算の必要はありませんが、それが無い場合などは次のとおり計算します。

○Aの金額が1,628,000円から6,599,999円の人は次の表で計算します。

$A \div 4$	(千円未満の端数切り捨て) = ,000円
Bの金額	給与所得の金額
407,000円～449,000円	$B \times 2.4 + 100,000$ 円
450,000円～899,000円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
900,000円～1,649,000円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円

=B

○Aの金額が6,600,000円以上の人は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円～	$A - 1,950,000$ 円

(1円未満切り捨て)

公的年金等の雑所得の計算について

[所得金額の計算]

公的年金等の雑所得の収入金額 (税込み)	(合計)
	円

=A

○65歳未満の人(昭和32年1月2日以後に生まれた人)は次の表で計算します。

Aの金額 (公的年金等の収入金額)	公的年金等の雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～1,299,999円	$A - 600,000$ 円 = 円	$A - 500,000$ 円 = 円	$A - 400,000$ 円 = 円
1,300,000円～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
4,100,000円～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
7,700,000円～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

(1円未満切り捨て)

○65歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)は次の表で計算します。

Aの金額 (公的年金等の収入金額)	公的年金等の雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～3,299,999円	$A - 1,100,000$ 円 = 円	$A - 1,000,000$ 円 = 円	$A - 900,000$ 円 = 円
3,300,000円～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
4,100,000円～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
7,700,000円～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

(1円未満切り捨て)

[計算例]

年齢が65歳以上の人で

「公的年金等の雑所得の収入金額」Aの金額が3,667,200円の場合

(公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が

1,000万円以下の場合)、

$3,667,200 \text{円} \times 0.75 - 275,000 \text{円} = 2,475,400 \text{円}$

「公的年金等の雑所得」の金額は2,475,400円になります。

所得金額調整控除

① 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する人は、次の金額が給与所得金額から控除されます。

- ア. 本人が特別障害者に該当する場合
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。
例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。その場合、申告書の「13 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

所得調整控除	
給与収入金額（850万円以上）	D（1,000万円超の場合は1,000万円）
控除額（E）	$(D - 8,500,000) \times 0.1$

所得金額調整控除前の給与所得 $-$ E $=$ 給与所得（調整控除後）

〔計算例〕

給与収入 8,950,000 円（所得金額調整控除前の給与所得 7,000,000 円）の人で、本人が特別障害者である場合、上の表のDの金額が 8,950,000 円で、Eの控除額は、 $(8,950,000 \text{ 円} - 8,500,000 \text{ 円}) \times 0.1 = 45,000 \text{ 円}$ となり、所得金額調整控除後の給与所得金額は 7,000,000 円 $-$ 45,000 円 $=$ 6,955,000 円になります。

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある人は、次の金額が給与所得金額から控除されます。

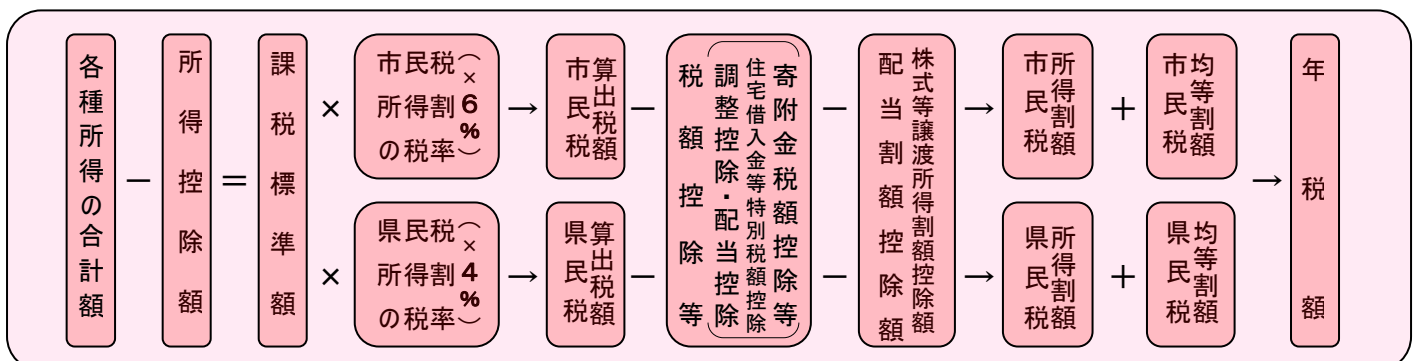
所得調整控除		
	給与所得	年金所得
所得金額（上限10万円）	A	B
控除額（C）	$(A + B) - 100,000$	

所得金額調整控除前の給与所得 $-$ C $=$ 給与所得（調整控除後）

〔計算例〕

65歳未満の人で、給与収入 600,000 円（所得金額調整控除前の給与所得 50,000 円）、年金収入 800,000 円（年金所得 200,000 円）である場合、上の表のAの金額が 50,000 円、Bの金額が 100,000 円、控除額Cは、 $150,000 - 100,000 = 50,000 \text{ 円}$ となり、所得金額調整控除後の給与所得金額は 0 円になります。よって、合計所得金額は、200,000 円となります。

市民税および県民税の算出方法（分離課税分を除く）



所得から差し引かれる金額(所得控除額)について

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族で令和3年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の人が災害・盗難及び横領により住宅や家財に損害を受けた場合に記入してください。	(ア) (損失額－保険等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) (イ) 災害関連支出の金額(保険等により補てんされる金額を除く)－5万円 (ア)と(イ)のどちらか多い方の金額	左面 ⑫																																
医療費控除	あなたが令和3年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合に記入してください。 *セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、左面⑬「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。	(支払った医療費－保険等により補てんされる金額)－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) (限度額200万円) *セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)	左面 ⑬																																
社会保険料控除	健康保険、介護保険、厚生年金保険、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療など、あなたが令和3年中に支払った社会保険料がある場合に記入してください。	支払った金額 * 介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料があなたの年金から引き去りされている場合は、あなたにのみ控除が適用されます。	左面 ⑭																																
小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和3年中に支払った小規模企業共済法に規定される第1種共済契約の掛金または心身障害者扶養共済掛金がある場合に記入してください。	支払った金額	左面 ⑮																																
生命保険料控除	令和3年中に生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合に記入してください。次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計控除限度額は 70,000円となります。 (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) <table><tr><th>保険の種類</th><th>支払金額(A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">(イ)介護医療保険料</td><td>～12,000円</td><td>→ 全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>→ (A)×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>→ (A)×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円～</td><td>→ 28,000円</td></tr><tr><td>(ロ)一般生命保険料</td><td colspan="2">介護医療保険料控除額の計算と同じです。</td></tr><tr><td>(ハ)個人年金保険料</td><td colspan="2">介護医療保険料控除額の計算と同じです。</td></tr></table> ※(イ)+(ロ)+(ハ)の合計額の上限は、70,000円 (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) <table><tr><th>保険の種類</th><th>支払金額(A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">(イ)一般生命保険料</td><td>～15,000円</td><td>→ 全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>→ (A)×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>→ (A)×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円～</td><td>→ 35,000円</td></tr><tr><td>(ロ)個人年金保険料</td><td colspan="2">一般生命保険料控除額の計算と同じです。</td></tr></table> ※(イ)+(ロ)の合計額の上限は、70,000円 (3) (1)と(2)の両方の保険契約等がある場合 上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(控除限度額 28,000円)となります。 1. 新契約の支払保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額 2. 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額 *ただし、(2)の旧契約のみを申告して、生命保険料控除を適用することも可能です。	保険の種類	支払金額(A)	控除額	(イ)介護医療保険料	～12,000円	→ 全額	12,001円～32,000円	→ (A)×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	→ (A)×1/4+14,000円	56,001円～	→ 28,000円	(ロ)一般生命保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。		(ハ)個人年金保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。		保険の種類	支払金額(A)	控除額	(イ)一般生命保険料	～15,000円	→ 全額	15,001円～40,000円	→ (A)×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	→ (A)×1/4+17,500円	70,001円～	→ 35,000円	(ロ)個人年金保険料	一般生命保険料控除額の計算と同じです。		左面 ⑯
保険の種類	支払金額(A)	控除額																																	
(イ)介護医療保険料	～12,000円	→ 全額																																	
	12,001円～32,000円	→ (A)×1/2+6,000円																																	
	32,001円～56,000円	→ (A)×1/4+14,000円																																	
	56,001円～	→ 28,000円																																	
(ロ)一般生命保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。																																		
(ハ)個人年金保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。																																		
保険の種類	支払金額(A)	控除額																																	
(イ)一般生命保険料	～15,000円	→ 全額																																	
	15,001円～40,000円	→ (A)×1/2+7,500円																																	
	40,001円～70,000円	→ (A)×1/4+17,500円																																	
	70,001円～	→ 35,000円																																	
(ロ)個人年金保険料	一般生命保険料控除額の計算と同じです。																																		
地震保険料控除	令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋(常時その居住の用に供するもの)又は家財等生活資産などの地震保険契約に関する保険料のうち、あなたが支払った金額がある場合に記入してください。 <table><tr><th colspan="2">控 除 額</th></tr><tr><td colspan="2">地震保険契約に関する保険料の1/2</td></tr></table> (控除限度額 25,000円) ○旧長期損害保険料による地震保険料控除(以下「旧長期損害保険料控除」という) 平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う特約のある契約)に基づく保険料については以下の金額が控除となります。 <table><tr><th>支払金額(A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 5,000円</td><td>→ 全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>→ (A)×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,001円～</td><td>→ 10,000円</td></tr></table> *ひとつの契約に地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方が含まれる場合は、どちらかを選択となります。 なお、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除がある場合の合計の控除限度額(地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額)は 25,000円となります。	控 除 額		地震保険契約に関する保険料の1/2		支払金額(A)	控除額	～ 5,000円	→ 全額	5,001円～15,000円	→ (A)×1/2+2,500円	15,001円～	→ 10,000円	左面 ⑰																					
控 除 額																																			
地震保険契約に関する保険料の1/2																																			
支払金額(A)	控除額																																		
～ 5,000円	→ 全額																																		
5,001円～15,000円	→ (A)×1/2+2,500円																																		
15,001円～	→ 10,000円																																		

所得から差し引かれる金額(所得控除額)について

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																											
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（令和3年中の総所得金額等の合計が48万円以下）を有している単身者（現に婚姻していない、配偶者の生死の明らかでない人）で、令和3年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。 *ただし、生計を一にする子とは、ほかの納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。	30万円	左面 ①9																																											
寡婦控除	夫と死別後婚姻していない人や夫が生死不明の人で、令和3年中の合計所得金額が500万円以下の場合、または離婚後婚姻していない人で、子以外の扶養親族を有し、かつ令和3年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。	26万円	左面 ①8																																											
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で給与所得などの勤労による所得があり、令和3年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除されます。	26万円	左面 ②0																																											
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、同一生計配偶者（合計所得金額が48万円以下）及び扶養親族（16歳未満の人を含む）で心身に障害のある人がいる場合に記入してください。以下の手帳を受けている人などが該当します。 <table><tr><th>手帳の種類 区 分</th><th>身体障害者 手帳</th><th>療育手帳</th><th>精神障害者 保健福祉手帳</th><th>戦傷病者 手帳</th></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1・2級</td><td>A</td><td>1級</td><td>特別項から 第3項まで</td></tr><tr><td>障害者</td><td>3級～6級</td><td>B</td><td>2・3級</td><td>上記以外</td></tr></table> * 昭和32年1月1日以前生まれの人が、令和3年12月31日時点で介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている場合、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の対象となります。市役所長寿社会課で手続きをしてください。 * その場合、左面「障害の程度」欄の（ ）内に「要介護」と記入してください。	手帳の種類 区 分	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	戦傷病者 手帳	特別障害者	1・2級	A	1級	特別項から 第3項まで	障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外	同居特別障害者 … 53万円 特別障害者 … 30万円 障害者 … 26万円	左面 ②1																												
手帳の種類 区 分	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	戦傷病者 手帳																																										
特別障害者	1・2級	A	1級	特別項から 第3項まで																																										
障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外																																										
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除されます。 *ただし、令和3年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は該当しません。（生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の場合「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。） <table><tr><td>あなたの合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1000万円以下</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人※</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> ※配偶者のうち、年齢が70歳以上（昭和27年1月1日以前生まれ）の場合に控除されます。	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人※	38万円	26万円	13万円		左面 ②2																															
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																											
一般	33万円	22万円	11万円																																											
老人※	38万円	26万円	13万円																																											
配偶者特別控除	配偶者の令和3年中の合計所得金額に応じて控除されます。 *ただし、令和3年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は該当しません。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="8">配偶者の合計所得金額</td><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>			あなたの合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		左面 ②3
		あなたの合計所得金額																																												
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																										
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																										
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																										
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																										
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																										
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																										
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																										
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																										
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																										
扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合に控除されます。 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>控除額</th></tr><tr><td>一般扶養親族</td><td>昭和27年1月2日～平成11年1月1日まで及び平成15年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた人</td><td>33万円</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>平成11年1月2日～平成15年1月1日までに生まれた人</td><td>45万円</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td rowspan="2">昭和27年1月1日以前に生まれた人</td><td>同居老親等</td><td>45万円</td></tr><tr><td>同居老親等以外</td><td>38万円</td></tr></table> * 同居老親等とは、老人扶養に該当する人のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況としている人をいいます。 * 親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。	種 類		控除額	一般扶養親族	昭和27年1月2日～平成11年1月1日まで及び平成15年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた人	33万円	特定扶養親族	平成11年1月2日～平成15年1月1日までに生まれた人	45万円	老人扶養親族	昭和27年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円	同居老親等以外	38万円		左面 ②4																												
種 類		控除額																																												
一般扶養親族	昭和27年1月2日～平成11年1月1日まで及び平成15年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた人	33万円																																												
特定扶養親族	平成11年1月2日～平成15年1月1日までに生まれた人	45万円																																												
老人扶養親族	昭和27年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円																																											
		同居老親等以外	38万円																																											
基礎控除	あなたの令和3年中の合計所得金額に応じて控除されます。*ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は該当しません。 <table><tr><td>あなたの合計所得金額</td><td>2,400万円以下</td><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>2,450万円超 2,500万円以下</td></tr><tr><td>控除額</td><td>43万円</td><td>29万円</td><td>15万円</td></tr></table>	あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	控除額	43万円	29万円	15万円		左面 ②5																																			
あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下																																											
控除額	43万円	29万円	15万円																																											

税 額 控 除 等

◎調整控除

合計所得金額 2,500 万円を超える場合は適用がありません。

- (1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の方
次の①と②のいずれか小さい額の 5% (市民税 3%、県民税 2%)
① 下表の人的控除額の差の合計額
② 合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が 200 万円を超える方
次の計算式で算出した金額 (5 万円を下回る場合には 5 万円) の 5% (市民税 3%、県民税 2%)
下表の人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)

※ 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額			
基 礎 控 除		5万円	あなたの所得金額		900 万 円以下	900万円 超950万 円以下	950万円超 1,000万円以 下	
障害者 控 除	普通	1万円	控 除	配偶者	一般	5 万円	4万円	2 万円
	特別	10万円			老人	10万円	6 万円	3 万円
	同居 特別	22万円	特別 控 除	配偶者	48万円超 50万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
ひとり親 控 除	父	1万円			50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
	母	5万円						
寡 婦 控 除		1万円	扶養 控 除	一般	5 万円	老人	10万円	
勤労学生控除		1 万円		特定	18 万円	同居 老親等	13万円	

◎配当控除

課税所得金額 種 類	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1. 6%	1. 2%	0. 8%	0. 6%
外貨建等以外の 証券投資信託	0. 8%	0. 6%	0. 4%	0. 3%
外貨建等証券 投資信託	0. 4%	0. 3%	0. 2%	0. 15%

◎住宅借入金等特別税額控除

●対象者

平成 24 年から令和 4 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除のうち、令和 3 年分の住宅ローン控除額 (特定増改築に係る住宅借入金等を除く) から所得税額を控除した残額がある場合、令和 4 年度の市県民税において、その残額相当額が減額されます。

※平成 19 年・平成 20 年に入居された方は対象となりません。

●控除額

- 次の 1、2 のいずれか少ない金額 (市民税 3/5・県民税 2/5)
1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 2. ① 所得税の課税総所得金額等の 5% (97,500 円を上限)
【平成 26 年 4 月から令和 4 年 12 月末までの入居者】
② 所得税の課税総所得金額等の 7% (136,500 円を上限)
※消費税等が 5% でのご契約の場合は、上記①の額となります。

●手続き

年末調整や確定申告書での所得税における税額控除額で計算しますので、市への申告は不要です。z

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等 譲渡所得割額の控除	3/5	2/5

◎寄附金税額控除

●対象となる寄附

- (1) 地方公共団体 (都道府県・市区町村) への寄附
(特例控除対象分) ～ふるさと納税～
- (2) 鳥取県共同募金会及び日本赤十字社鳥取県支部、都道府県・市区町村
(特例控除対象以外) への寄附
- (3) 鳥取県及び米子市が条例で指定した寄附

●控除額

(寄附金の合計額*1 - 2,000 円) × 市民税 6%
※1 総所得金額等の 30% を限度とします。 × 県民税 4%

また、(1) の地方公共団体への寄附 (ふるさと納税) については次の控除が加算されます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

(寄附金の合計額 - 2,000 円) × 下記の割合

市民税県民税の所得割の 2 割が限度です。

○課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額 ≥ 0 の場合

課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額	割合
～ 1,950,000 円	84.895 %
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	79.79 %
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	69.58 %
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	66.517 %
9,000,001 円 ～ 18,000,000 円	56.307 %
18,000,001 円 ～ 40,000,000 円	49.16 %
40,000,001 円 ～	44.055 %

○課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額 < 0 の場合※2
割合 ⇨ 90%

※2 課税山林所得金額、課税退職所得金額等がある場合割合が異なります。詳しくは市民税課市民税担当までお問い合わせください。

●控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、またはふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う市民税・県民税から申告特例控除額を上乗せして減額という形で控除が行われます。

均等割額及び税率

◎均等割額

市民税	県民税
3,500 円	2,000 円

◎所得割の税率

市民税	県民税
6 %	4 %

県民税均等割額は森林環境保全税 500 円を含みます。

◎分離課税の譲渡所得等の税率

区 分				市民税	県民税
短期譲渡	一 般 の 短 期 譲 渡			5.4 %	3.6 %
	国・地方公共団体等への譲渡			3 %	2 %
長期譲渡	一般	一 般 の 譲 渡		3 %	2 %
	特定	優良住宅地等の譲渡	2,000 万円以下	2.4 %	1.6 %
			2,000 万円超	3 %	2 %
	軽課	居住用財産の譲渡	6,000 万円以下	2.4 %	1.6 %
			6,000 万円超	3 %	2 %
	一 般 株 式 等 の 譲 渡			3 %	2 %
上 場 株 式 等 の 譲 渡			3 %	2 %	
上 場 株 式 等 の 配 当 等			3 %	2 %	
先 物 取 引			3 %	2 %	
肉用牛の売却による事業所得			0.9 %	0.6 %	

お問い合わせ先

米子市 市民税課 市民税担当

〒683-8686 米子市加茂町 1 丁目 1 番地
TEL(0859)23-5114 FAX(0859)23-5397